

## 高齢化社会の中で 自分らしい暮らしを 続けられるために

高齢者の多剤服用の問題が指摘されて久しいですが、高齢化も進む中、介護現場での薬剤師による管理・指導の重要性は高まっています。その業務は、単に薬剤の調剤や服薬状況の管理に限らず、医師への処方提案、ケアマネジャー等との連携など多岐に及びます。こうしたサービスが必要な方に適切に提供されるとともに、サービスを提供した薬剤師が適正に評価されるよう、制度のあり方の検討等に取り組んでいます。

このような薬剤師の業務は、医師、歯科医師、看護師、栄養士等の他職種との連携も重要ですが、老人保健課にはこれらの職種の職員が配属されており、そういった方々の力も借りながら、よりよい介護の実現に取り組んでいます。



内容に関する  
参考ホームページ  
QRコード

老人保健課では、要介護者や要支援者に提供したサービスの対価として事業者が受け取る報酬（介護報酬）の設定・見直しをはじめとして、医療と介護の連携を含めた介護施設、医療機関や薬局等による介護サービスのあり方の検討、科学的エビデンスに基づく介護を実施するための取組や、要介護状態の予防のための取組など、高齢者が自分らしい暮らしを続けられるための様々な施策を担当しています。

